

明治中期の淡路紡績関係史料（二）

—伊藤重義文書に見る地方紡績業—

前号（『新兵庫県の歴史』第一号、二〇〇九年）に続き淡

路紡績関係史料を紹介する。

【史料紹介】

○史料は、墨書きについては適宜読点を施し、判読の困難なものは□で示した。また原則として常用漢字を使用した。配列は、年代順にし、年不詳分についても可能な限り推定して並べた。

6 明治二十七年七月四日付 賀集寅次郎書簡

堺市少林寺町西三丁

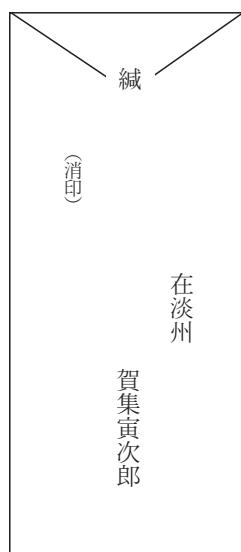
伊藤重義様
親展

（消印）

切手式

（消印）「淡路・福良・廿七年七月四日口便」

拝啓、此間ハ得拝晤屢失敬仕候、拵其節御話中佐の誠三
秘密事件之事、何カ心当り之事無之哉、夫レトナク鈴翁
へ相尋候処、右ハ全ク人違ヒナリ、過日奥野小四郎上坂
中、岩田康郎（洲本町長）へ向ケ、敷地ハ十中七八洲本
ニ決定致候間、其準備可致云々文通有之、岩田ハ鈴翁へ
相談ニ参候よし、此事自然ニ地主ニ漏泄致候ものよし、
俄然地所建物等騰貴致シ、終ニ今日之如ク中々手剛キ次



酒井一

第二立至候様申出候、小生ニ於テモ已前全其疑ヒナキニアラサレトモ、徒二人ヲ狐疑スルハ甚不本意之至ニ付、今日迄ハ口外不致候事ナリ、左候得ハ、誠三ハ甚迷惑之至ナリ、藤氏之誠三ヲ疑フ全ク此事ヲ誤聞シタルカ、將

意アリテナシタルカ、判然不致候得共、信シテ人ヲ使フハヨケレトモ、無左候得ハ寧使用セサル方ヨロシキヤト

存候、如何、此辺ハ御参考之上時宜ニ^熱ム廣柴両氏^ハ御話シ可被下候、前頭之次第なれハ、仮令洲本之地ヲ使用スルモ、会社員之着眼ハ山崎井ニ加古町ニ無之テハ、到底折合六ヶ敷候間、是通御承知置可被下候、右不取敢申上置度、書状斯相届候

草々、寅次郎



七月三日
伊藤様

在淡州

賀集寅次郎

式銭
切手
(消印)

(消印)「淡路・福良・廿七年七月十八日口便」

泉州堺市少林寺町西三丁

伊藤重義様
親展

穢

(消印)

(消印)「和泉・堺・廿七年七月十九日二便」

○ 淡路紡績の設置が、ほぼ洲本に決まり、その風評で土地・

建物が騰貴はじめ、土地買収に困難が予想されることを案じている。鈴翁は鈴木三郎のこと。奥野小四郎は前号参考。岩田康郎は、洲本町長・兵庫県会議員を務め、洲本川付替・洲本港改修に尽力した。藤氏は藤江章夫、広柴両氏は広岡信五郎と柴田喜蔵のこと。

炎感難堪候処、愈御清適ニ御座被成候哉奉敬賀候、陳ハ過日も得拌晤、其後小生ハ神戸ニ出テ広瀬氏ヲ一訪シ帰途船中ニ而、志筑之人森田福二郎ナル者ニ出会、一怪聞ヲ耳ニシタリ、右ハ紡績器械壳込之一事ナリ、彼ノル

カスナル者大坂ニ売込店アリ、則安達商店ナリ、同人ヲ
当社ニ紹介シタルモノハ、佐の誠三ナリ、其後尚又荒島
ノ紹介ニシテ神戸和英商会主久代ナル者〔矢張リルカス
器械〕、森田福二郎同道ニテ売込申出候事有之、右ハ夫々
ニ承知ナラントハ存候得共、為念認上候事ナリ、然所過
日ニ至突然ルカス商会ヲカノ久代ナル者商館へ入込拒絶
致候様、右ニ付久代森田大不服ニ而、嚴敷商館へ及談判
候處、右ハ全ク大坂安達商店ヲ藤江竜夫之指図トカニテ
為シナル事發覺致候ニ付、其証拠物ヲ押ヘ、森田ハ過激
ナル書面ヲ鈴木佐の奥の 小生 四名へ充、鈴翁まで差出
有之よしなれとも、鈴翁ハ此際發起人中ノ円滑ヲ欠キ候
而ハ、自然株主ニ惡感情ヲ与ヘン事ヲ慮リテカ、今以小
生等ヘハ見せ不申、握潰ニ致候積リナラン、然所森田
ハ株主ノ一人ナリ、殊ニ志筑ニテ四百株ヲ取約メタルハ
全ク同人ノ尽力ト云位ナレハ、同地方ニ而ハ隨分人望も
有之、所謂任侠ト云男なれば、惣会之節不穏之事申出無
之哉、否已ニ其準備も有之様、甚痛心之至ニ付、鈴木ヘ
ハ如何之事申出有之哉、即今問合中ナリ、彼ノ疑ハ、久
代ヲ刎退安達ト藤江ト何カ申談候トノ事ニ可有之と想像
致候、此事件ハ汚言ヲ聞テ如何トモ難致候得共、此中上

坂中、鈴・佐・本山ヲ訪、談話中ノ事ヲ伝承スレハ、本
山ト柴田等ノ中ヲ離間シタル事ナキヤト存候、而シテ広
瀬ニハ余程巧ニ取入タルモノト見ヘ、同人ハ稍浸潤致候
様相見受候ニ付、仮令此間御申談之通、藤氏ヲ使用スル
モ広瀬氏ニ於テ同人之為人ヲ充分ニ承知相成候様無之テ
ハ、終ニ大ナル衝突ヲ不免、其弊会社ニ及候テハ御互ニ
株主ニ対シ不相済事ニ付、此書面ハ御手元限りニテ、其
□□ニテ柴田ヘ御相談可被成候、段々申上度義有之候得
共、難尽筆紙、其内得拌眉可申承候、草々

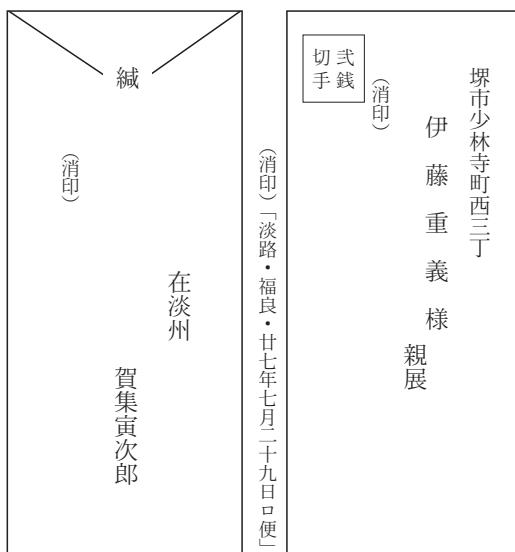
七月十八日

寅次郎拝

伊藤様

尚以朝鮮事件、菟角荏苒困難我々ノ会社ニ及フトハ、
甚以遺憾之至ニ御座候

○ 創業準備を進めるなかで、紡績機械取扱いのルカス商会
をめぐって混乱を生じようとした様子を伝えている。本山
彦一と柴田喜蔵との離間も案じられ、広瀬満正の対処を求
めている。あたかも朝鮮問題で日清の対立が進み、日清戦
争直前の事態を案じている。



問合置候処、返事參候得共、何とも漠然タルモノナリ、然レトモ森田之勢ハ不可當様相見居候、是も其内ニ取調申度心得ニ御座候、來月六日愈切迫ニ相成候、何月頃より御来洲相成候哉、當國之株主余リ異同無之様なれとも、在坂神之人々ハ多少尻込致候様ニ御座候、御受持之分杯ハ如何、実ニ意外之障害物ニ出会、甚以遺憾之至ニ御座候、而シテ紊乱ト云モ甚しき事ニ而、□時未□有之事と存候、朝鮮も愈事端ヲ発シ候様なれとも、電報不通の為メ何とも不相分、豚尾児先生如何ニ優柔不斷なればとて自分東藩とも云ふべきを、他邦ノ改革セラレ、軍準ノミニテ牙山兵一勢も不出トハ、実ニ可咲之甚しきにあらすや、其内得拝眉可申承候、草々

寅次郎拝

七月廿九日

伊藤様

二書拝読、大暑之節愈御清適ニ可被成御座奉敬賀候、陳ハ□□之重役一条ハ鈴、佐と神戸ニ而分袖後、未タ面晤不致ニ付未タ果サス候得共、一両日之内ニ出会候ニ付、其節相談可致心得御座候、過日申上候森田一条も鈴木へ

○ 志筑の有力者森田福二郎の一件が続いている。株主の募集は淡路では順調だが、伊藤重義担当の阪神地区が難航している。朝鮮ではいよいよ戰火が陸海で広がり、七月三十日には日本軍が牙山を占領し、八月一日清国に宣戰布告。この書簡は難筆。

9 明治二十八年六月 淡路紡績株式会社定款

第弐章 株式

定款改正案仮決議録

淡路紡績株式会社定款

第一章 総則

第一条 当会社ハ淡路紡績株式会社ト称ス

第二条 当会社ハ綿糸ノ製造及販売ヲ以テ目的トシ織布工場ヲ設ケ兼業スル事アルベシ

第三条 当会社ハ兵庫県淡路国津名郡洲本町ニ設置ス

但當業之都合ニヨリ取締役会ノ決議ヲ以テ支店又

ハ出張所ヲ設置シ或ハ廃止スル事ヲ得

第四条 当会社ノ資本ハ金四拾万円トス

第五条 当会社ノ営業期限ハ明治廿八年六月廿二日ヨリ

三十ヶ年トス

第六条 当会社ノ公告ハ本支店及出張所々在地ニ於テ発

行スル新聞ニ之ヲ掲載ス

第七条 当会社ノ印章ハ左ノ如シ

方一寸二分

会社印
淡路紡
績株式

第八条 当会社ノ株式ハ八千株トシ壹株ノ金額五拾円トス

ノ三種トス

但無記名式ハ発行セズ

第九条 当会社ノ株券ハ記名調印シ且会社所定ノ書式ニ依リ連署ノ請求書ヲ差出スベシ会社ハ相

当手続ノ上取締役記名調印シ株主名簿ニ登録シ以テ

之ヲ証ス

第十一条 相続又ハ遺贈等ニ因リ株式ヲ取得シタル者ハ

株券裏面ニ記名調印シ且其取得ノ原因ヲ證明シ親族

若クハ保証人ト連署シタル書面ヲ以テ名義書換ヲ請求スベシ

第十二条 前二条ノ場合ニ於テ其請求者ニ対シ能力及代理権ノ証明ヲ求ムル事ヲ得

第十三条 株券ヲ毀損汚穢シタルモノハ其株券ニ請求書ヲ添ヘ新株券ノ交付ヲ請求スル事ヲ得

但毀損汚穢ノ為メ鑑識シ難キモノハ次条ニ依ル

第十四条 株券ヲ亡失シタルモノハ其事由ヲ詳記シタル

請求書及証人二名以上ノ保証書ヲ差出シ新株券ノ交付ヲ請求スル事ヲ得此場合ニ於テ会社ハ請求者ノ費用ヲ以テ其旨新聞紙ニ公告シ三十日ヲ経テ故障ノ申出ナキトキハ其請求ニ応ス

第十五条 第十条第十一ノ場合ニ於テハ金五錢第十三条第十四条ノ場合ニ於テハ金武拾錢ヲ株券壹枚毎二手料トシテ其請求者ヨリ徵収ス

第十六条 株式名義書替ハ毎年一月一日及七月一日ヨリ定期總会結了迄之ヲ停止ス

第十七条 株主ハ住所及印鑑ヲ会社ニ届出ル事ヲ要ス其変更シタルトキ亦同シ

第十八条 株金払込ハ取締役会ニ於テ其金額及期日ヲ定メ二週間前ニ各株主ニ催告ス

第十九条 会社ハ前条ノ払込ヲ為サドル株主ニ対シテ滯納ノ為メ生シタル費用及払込金壹百円ニ付一日金四錢ノ割合ヲ以テ利息ヲ徵収スルノ外商法ノ規定ニ依リ其株式ヲ処分スル事ヲ得

第参章 株主總会

第式拾条 定時總会ハ毎年一月及七月ニ之ヲ招集ス

第廿一条 總会ノ議長ハ社長又ハ取締役之ニ任ス但事故アルトキハ出席株主中ヨリ之ヲ選任ス

第廿二条 株主ノ議決権ハ壹株壹個トス

第廿三条 株主ノ總会ニ出席スベキ代理人ハ当会社株主以外ノ者ヲ以テ之レニ任スル事ヲ得ス

第廿四条 未成年者及禁治產者タル株主ハ其法定代理人ヲ以テスルニアラザレバ議決権ヲ行フ事ヲ得ス

第廿五条 總会ニ於テ決議シタル事項ハ決議録ニ記載シ議長及出席ノ取締役監査役署名捺印シ保存スベシ

第四章 取締役及監査役

第廿六条 取締役監査役ハ株主總会ニ於テ五拾株以上所

有ノ株主中ヨリ取締役七名以下監査役三名以下ヲ選

舉ス

第廿七条 取締役ノ任期ハ三ヶ年トシ監査役ノ任期ハ一ヶ年トス但任期満了後再選スル事ヲ妨ケス

第廿八条 取締役ハ就任ノ日ニ於テ其所有ノ株券五拾株ヲ監査役ニ供託スル事ヲ要ス本人若シ退職スト雖トモ其年度ノ計算報告ヲ總会ニ於テ承諾^認ヲ得タル後ニ

アラザレハ還付ヲ求ムル事ヲ得ス

第廿九条 取締役監査役ニ欠員ヲ生シタルトキハ臨時總

会ニ於テ補欠選挙ヲ為ス其補欠員ハ前任者ノ任期ヲ

継クモノト突然レトモ現任取締役三名ヲ下ラス監査

役壱名以上ニシテ業務ニ差支ナキトキハ次ノ總会或

ハ改選期迄選挙ヲ猶予スル事ヲ得

第三十条 取締役ハ互選ヲ以テ社長壱名ヲ選挙ス

第三十一条 取締役監査役ノ報酬ハ左ノ範囲内ニ

於テ監査役ノ意見ヲ聽キ取締役会之ヲ定ム

一社長 一ヶ年報酬 金壱千円以内

一取締役 同上 金參百円以内

一監査役 同上 金貳百円以内

第五章 計 算

第三十二条 計算ハ壱ヶ年ヲ二期ニ分チ一月一日ヨリ六

月三十日迄ヲ上半期トシ七月一日ヨリ十二月三十一

日迄ヲ下半期トス

第三十三条 每期計算ノ終リニ於テ總益金ノ内ヨリ營業

上總損失金ヲ扣除シ其殘額ノ十分ノ一ヲ役員賞与金

トシ且機械代原価千分ノ十五ヲ償却シ其殘額ヲ利益

金トス

第三十四条 利益金ハ左ノ如ク配当ス

一 利益金ノ百分ノ五以上

準備積立金

二 利益金ノ百分ノ五以上

損失補填積立金

三 以上積立金ヲ扣除シタル残額ヲ株主ニ配当ス

但其内幾分ヲ次期へ繰越スル事ヲ得

第三十五条 配當金ハ其計算期最終ノ株主へ配當スルモノ

ノトス

○ 創立總会で、原案の定款が改正され、正式に決定された

もので、ここから本格的な企業活動が開始された。

(活版印刷)

10 明治二十九年二月十三日付 広瀬満正書簡

大阪府下堺市小林寺町西三丁目(アマ)

伊藤重義殿 (消印2)
急親展

(消印1)

切手
式銭

(消印1) 「摂津・神戸・廿九年二月十三日ホ便」

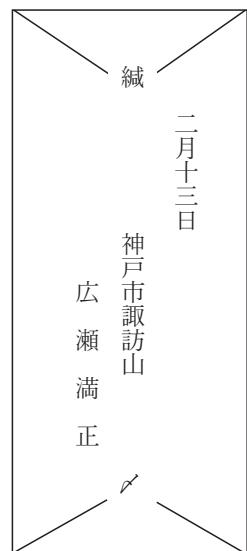
(消印2) 「和泉・堺・廿九年二月十四日イ便」

二月十三日

神戸市諏訪山

広瀬満正

緘



拝啓、其後者御無音ニ打過申候、過日洲本ニ於て御相談仕候淡路会社増資之義ニ付、至急大坂重役諸氏之御意見拝承仕度候間、御縡合せ被下御出坂之上、一回会合仕諸事御相談相願度候間、万々御配慮期日御取定被下候得者、縡合せ上坂可仕候、尤モ両三日前ニ御一報呉々奉煩候、其他至急外用ニテ御面接相願度、御出坂ノ日時御一報被下候得バ、大坂北浜ニテ御面会可仕候間、是又御都合可被下候、先者右用迄、草々頓首

二月十三日

広瀬満正

伊藤様

侍史

右

一監査役一名補欠選挙之義ハ、次期之總会迄欠員ノ俟
撰挙延期致度事

一會社取締役（従来七名）ヲ五名ニ減員シ、専務取締役ヲシテ一意專心社務ニ從事セシムル事
一大阪支店ノ事務ヲ縮少シ、本社ニ於テ其指揮之責ニ任セシムル事

拝啓、寒冷之候各位愈清穆奉拝賀候、陳者小生事昨歳十月取締役辞任届出候處、未タ会社ヨリ承諾之御回答ヲ得ズ候得共、此際是非共辞任仕リ、普通之株主トナリ、従前之通り会社事務之為メ乍不及尽力仕度候ニ付、來ル十九日開会之通常株主總会ニ出席之上、重役及各株主ニ親敷御協議ヲ煩し度存居候處、多用之為メ不得其意、乍遺憾以御書面愚考左ニ眞陳仕候間、御一考被成下度希望仕候

○ 社長の広瀬満正は、淡路紡績の増資について、大阪在住の重役の意見を聴取するため、事前に北浜での面会を求めた。

淡路紡績株式会社
株主御中

○ 作成者は取締役の一人だが、不詳。広瀬満正とは筆跡が異なる。「来ル十九日開会之通常株主総会」云々とあるのは、明治三十年一月のこととで、同月二十日に広瀬の専務取締役社長辞任、代わって伊藤重義の就任ということになる。この月の書簡であろうか。あるいは明治三十二年の可能性もある。この筆者は総会事前に、取締役の人員削減、専務取締役の権限強化、大阪支店の事務縮小、本社機能の強化など、積極的な提言を行っている。

12 年不詳 淡路紡績男子従業員一覧

設立免許 廿八年六月二十二日

創立以前ヨリ事務員トナリ廿七年七月社員トナル

奥野義朗

江本俊次

廿八年十月廿四日赴任翌日社員トナル
廿八年八月社員トナル

藤原林平
前田龍介

廿八年十一月十三日赴任社員トナル
廿八年六月頃ヨリ神戸滯在十月六日赴任社員トナル

渋川栄三郎

創立前ヨリ傭書記トナリ廿八年十月一日社員トナル

浅井康夫

廿九年二月十三日社員トナル	金子登
廿九年一月三十一日社員トナル	柏原寿禎
廿九年十二月十三日臨時傭トナリ廿三日社員トナル	片山嘉一郎
廿九年一月七日社員トナル	永田武人
旅費規則 廿七年八月重役會議決ニヨリ始メ実行	
工務支配人兼工務課長、技師	一等社員 金子登
支配人心得兼会計課長	二等社員 柏原寿禎
技手兼工場取締、職工係	三等社員 藤原林平
工務課用度係 兼商務課売買係	三等社員 奥野義朗
会計課出納係庶務記録係 兼商務課売買係	三等社員 江本俊次
会計課簿記計算係	四等社員 永田武人
商務課倉庫係	五等社員 渋川栄三郎
会計課庶務記録係	七等社員 浅井康夫
会計課庶務記録係 兼工務課職工係	七等社員 片山嘉一郎

七等社員

13
年不詳

淡路紡績從業員職種・等級名簿

工務課職工係											
工務課用度係											
工務課詰											
雇	樺本守一	池澤雄說	都谷基三郎	高谷義教	井宮勝一	高田喜市	本庄熊太郎	大畠友吉	石川七郎	岡田利八	小栗春吉
（淡路紡績株式会社郵紙、仮綴）	（用度係兼務）	（精紡部取締）	（機関部取締并 二□□職工□）	（粗紡部取締）	（硫棉部取締）	（倉庫并ニ 用度係兼務）	（工場監督并 ニ緝場取締）	（工場監督并 ニ緝場取締）	（工場監督并 ニ緝場取締）	（工場勤務）	（工場勤務）
社員宅等	五十円	四十円	式十五円	式十円	式十五円	手当十円	式十五円	式十円	式十五円	式十五円	式十五円
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	准社員	全	全	全	全	全	全
九円	十五円	十六円	十九円	二十円	十一円	全	十円	十一円	十二円	十三円	十四円
全	全	全	全	全	技术	商務課勤務	職工係	庶務記録係	工務課勤務	商務課勤務	工務課勤務
全	全	全	全	全	手	勤務	係	係	係	係	係
商務課勤務	大阪出張所詰メ	工務課勤務	工務課勤務	工務課勤務	工務課勤務	工務課勤務	工務課勤務	工務課勤務	工務課勤務	工務課勤務	工務課勤務
樺本守一	竹内藤一郎	高谷義教	奥西金之助	水上廉太郎	川村忠太郎	名田源之助	田中周作	渋川榮三郎	原田平馬	江本俊次	奥野義朗
履歴・名簿。江本俊次は伊藤重義の妹せのの夫で、淡路の	（寄宿舎々監）	（用度倉庫兼務）	（工場監督）	（工場勤務）	（工場勤務）	（工場勤務）	（工場勤務）	（工場勤務）	（工場勤務）	（工場勤務）	（工場勤務）
人。	未タ辞令ハ下付セス	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小使	夜同	同	門衛	寄宿舎取締	門衛	門衛	門衛	門衛	門衛	門衛	門衛
○	明治二十九年末か三十年早々に作成された男子従業員の	履歴・名簿。	樺本俊次は伊藤重義の妹せのの夫で、淡路の	（淡路紡績株式会社郵紙、仮綴）	（用度倉庫兼務）	（工場監督）	（工場勤務）	（工場勤務）	（工場勤務）	（工場勤務）	（工場勤務）

○明治十九年末か三十年早々に作成された男子従業員の履歴・名簿。江本俊次は伊藤重義の妹せのの夫で、淡路の人。

計	全	三等全	二等技男補	全	全	全	全	全	全	全	全	全	一等技男補
	全	七円五十錢	八円五十錢	全	全	全	全	全	全	九円	全	全	九円五十錢
貳百〇四円五十錢也	全	ゲーレン	総部副部長	総緝部副部長	ロール部勤務	打綿部副部長	粗紡部副部長	打綿部副部長	鐵工部勤務	粗紡部副部長	全	全	梳棉部副部長
	立木玉一	栗生金吾	大崎幸右エ門	中松万二郎	伊藤保	七條竜三郎	増田作造	阪東悦五郎	砂田俊平	矢上竹松	立花利一	小林喜市	水川繁太郎
貳十名	立木玉一	栗生金吾	大崎幸右エ門	中松万二郎	伊藤保	七條竜三郎	増田作造	阪東悦五郎	砂田俊平	矢上竹松	立花利一	小林喜市	水川繁太郎
	立木玉一	栗生金吾	大崎幸右エ門	中松万二郎	伊藤保	七條竜三郎	増田作造	阪東悦五郎	砂田俊平	矢上竹松	立花利一	小林喜市	水川繁太郎

○ 明治三十年初めと推定。延べ四十八名の職種・等級・賃金が判明する。史料12と対。これ以前の同種記録があるが、当面割愛する。

14 明治三十年一月二十日 淡路紡績本社決議

三十年一月廿日 本社決議

処も可有之候へハ、御高懃被下度候、何レ御決定済ノ上
ハ正シク相認可申上候、先ハ至急如此候、已上

三月四日

浅井康夫(印)
(淡井)

伊藤社長殿

〔淡路紡績株式会社〕
〔野紙〕

一 広瀬満正氏ノ専務取締役社長ニ辞任ヲ承諾スル事
一 伊藤重義氏ヲ推テ専務取締役社長トナス事
一 常務取締役一人ヲ二人トナシ、奥野小四郎氏ヲ推ス事

一 常務取締役ヲ以テ商工支配人ヲ兼務セシムル事
但 其課ハ左ノ如シ

工務 奥野小四郎
商務 賀集寅(マツミ)一郎

〔大阪控訴院〕
〔野紙〕

○ 明治三十年一月二十日の会議で、初代の社長広瀬満正が
辞任し、かわって伊藤重義が二代社長に就任。その他常務
人事を記録。

15 年不詳三月四日付 浅井康夫書簡

拝啓、御発足前御下命相成候工場規則其他謄写之義、出
来候候差上候間、御落掌被下度候、右ハ重役会前ニ於テ御
加筆ノ義も可有之と存じ、差急き写取候事にて自然難読

16 明治三十年九月十五日付 奥野小四郎書簡

大坂府下堺市少林寺町西三丁

伊 藤 重 義 様
貴酬親展

(消印)

式
手
切
手

(消印)「淡路・洲本・三十年九月十五日ニ便」

淡路国州本町

奥野小四郎

印

緘

(消印) 明治三十年九月十五日

(消印) 「和泉・堺・三十年九月十七日便」印「小四郎」

雲箋拝誦、此中御来社之節ハ欠礼ノミ、且御帰リ之時モ

御見送リ不仕、多罪御宥恕祈上候、御返戻相成候書面ハ

正ニ落掌、尤充分御高見ヲ伺候上ニ而提出スベキ事ト奉

存候ニ付、其俟封中致し、未タ賀集君ヘモ御訪見ニ入不

申候、何レ重役会日ニ携帯仕リ可申、提出ノ手続其際御

教示祈上候

次ニ御申聞相成候工場技手部長之義、技手ハ此中赴任致

し來リ勤務罷在候、部長ハ式名已ニ相定リ居申旨、最早

一両日ノ内来社スベキ手順ニ有之趣ナリ、是ニ而工場技

術係リハ相揃可申候、又職工募集ノ事モ、当国内ノ方ハ

募集方派出いたし置候、坂神其他ニ而熟練職工ヲ募集ス

ル事ハ、余程困難ニ付、直接ハ募集員派遣ハ不仕、間接

募集ハ可成配慮方相談いたし置候

藤原ハ一応懇談仕度ト存居申内、俄然保養ノ為メトテ何地へカ参リ候由御座候、尤疲勞ノ為脳病相起リ候旨ニ而不參致し度事ハ、承諾いたし置タルモ、他出セラレタルニハ甚困入申候、尚帰社ノ上ハ充分説^カ諭相画し度、併し或人ヨリ聞処ニヨレバ、辞職ノ決心アリト云、今更致し

方ナキ次第御座候、誠ニ此頃ハ雨天続ニ而建築及機械据付意ノ如ク進ミ不申、甚困却、詳細ハ重役会之節御面晤ニ相議リ候、先ハ御届旁得貴意度、如此御座候、拝具

奥野小四郎

九月十五日

伊藤重義様

○ 伊藤社長の新体制のもとで、工場技手・部長など技術担

当者を整えつつあるが、熟練した職工募集に困難を来たし

雨天続きで建築、機械据付けが予定どおり進んでいないこ

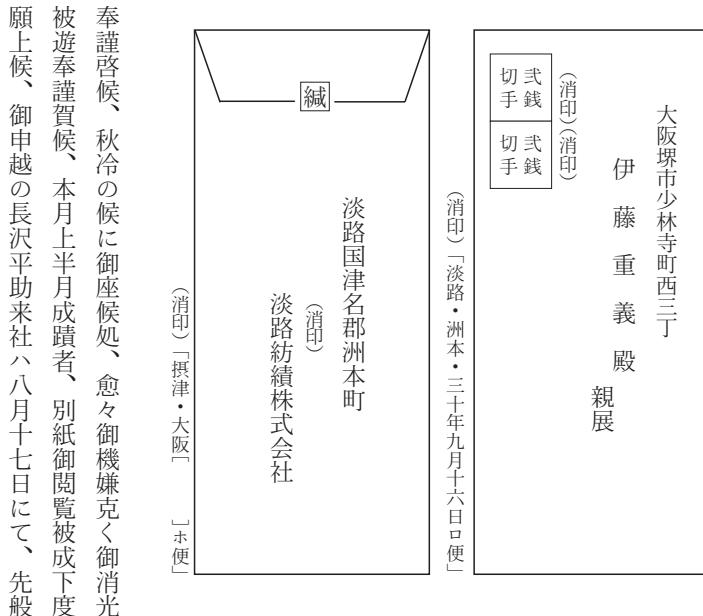
とを報告。重役会の準備に供したもの。『第三回（明治三十一年下期）営業報告』によると、七月一日に認場（二九七坪余）と寄宿舎（六九坪余）、その他食堂等の建築の請負契

約を結び、八月九日に、以前五月中に関西紡績株式会社より分割購入した紡機が、三井物産合名会社から初めて到着、九月十五日購入紡器が悉皆着荷、九月二十二日に、かねて

建築中の総場・寄宿舎等の工事が竣工している。

明治三十年九月十六日付 永田武人書簡

17



来社の人ハ樺沢久次、河村の一方を相勤め候准社員の由に御座候、又他の連中ハ一両日中來社の筈に相成居候由に御座候、職工募集も先日より都谷雇員出張致居候へども、思ハ敷結果無之模様ニ御座候、到底今日のまゝにてハ御増錘の功能を本年中ハ奏し兼候かと、杞憂致居候、重役方の御深慮も被為在候間、不肖等が杞憂ハ誠に無用の事に御座候得共、懸念ニ堪えず候事に御座候、誠に下半季の結果ハ困難心痛の至に存居候、然ルニ多分御承知に可被為在候得共、先日大阪紡績会社より当社職工誘拐に來淡致候得共、石田君初め小林等注意尽力にて一夜打撃致候末、帰阪為致候、尤も右結果トシテ関係者一同警察に尋問相受候得共、無事帰宅致候、然ルニ此誘拐事件ハ余程根底深き模様ニテ、今日迄其残類取調ニ付、石田君初め小林等ハ余程心配致候処、一応ハ落着相就候由に御座候、今般の事件ニ付テハ小林も大分心配致候由、多少臨時御賞与有之候ハバ無此上存上候、尤も石田課長ヨリ御上申相成候哉難計候得共、心付候併具陳致置候、又今般大阪紡績ニテ画策致候ものハ、必ず當社社員中の一人、其長トシテ堀等輔佐致居候様被信候、誠に不徳義相極候所為にて、人心の浅間敷を概歎致居候、乍併未タ推測に奉謹啓候、秋冷の候に御座候処、愈々御機嫌克く御消光被遊奉謹賀候、本月上半月成蹟者、別紙御閲覽被成下度願上候、御申越の長沢平助來社ハ八月十七日にて、先般

不外候間、姓名ハ御報告不致候得共、大略御推察願上候、
対外予防ハ未た困難ニ無之候得共、職工募集及増錠に對
スル御準備ハ、一刻も速ニ実蹟相見え申候様、着々重役
ノ御採決速かにして、当務員を御督励被為在候様、返す
くも奉懇願上候、先ハ要々御報告迄、草々如此御座
候也、謹言再拝

九月十六日

重義様

虎皮下

永田武人

切手
(消印)

伊藤重義殿
親展

(消印)「淡路・洲本・三十年九月十八日ハ便」

堺市少林寺町西三丁

淡路国洲本町之内

船場町

渡川栄三郎

○ 増錠計画に取り組むなか、職工の確保に困難を示してい
たところ、大阪紡績からの引き抜きの策動があり、警察沙
汰となる。社員中内通者がいると懸念し、速やかに重役の
対処を懇請している。工務課長兼技師の石田幸三、工務課
職工係七等社員の小林定一が職工誘拐阻止に活躍し、その
功をねぎらうよう求めている。永田武人は、明治二十九年
一月七日に四等社員となり、会計課簿記計算係に就いてい
る。

拝啓、時下秋冷之好時候ニ相成候處、御高館ニハ愈御清
適奉敬賀候、陳者過日來ハ御渡淡被遊、寛々敬芝ヲ得御
高諭ニ預り候段ハ、大ニ奉謝上候、御帰館後ハ格別御障
リ等ハ無御座候様、折角御囁罷在候、此中同僚永田氏より
承聞スルニ、過日登記ヲ受ケ候書類一応謄写致し送致之
義、早速小生右登記書類写取り御送付申上度心得之處、
賀集氏より近日之内ニ大阪ニテ重役会開設候ニ付テハ、自

分より右謙本貴君工御一覽ニ呈スル旨ニ付、差控申候、右

様之次第二御座候間、御承知被下度候、且下当地ノ状況

概略、左ニ申上候

伊藤社長

閣下

(淡路紡績株式会社郵紙)

一新築総場工場ハ大半落成、茲三四日間ニ尽ク成功ノ事

一新器械ハ尽ク無事ニ到着ノ事

一右器械ハ現今磨キニ掛リ居リ候事

一中島三工所ヘ注文ノシャフト、未タ悉皆到着セザル

事

一職工ハ、且下都谷基三郎近在地方ヘ募集ニ出張致し

居候へ共、不足ノ事

一工務ノ藤原林平ニハ、病氣保養之為メ旅行中之處、

今以帰社セズ、又同氏ノ居所不分明ニ付誠ニ不都合

之義モ有之候事

一常務取締賀集氏ニハ日々出勤ニ相成居リ候、奥野小

四郎ニハ折々欠勤ニ相成、既ニ本日も欠勤ニ相成候

事

右者御報知申上度、余情ハ次便ニ申上候也

三十年九月十八日

謹言頓首

榮三郎拝

19 明治三十一年十一月二十五日 淡路紡績土地建物評価

記

一金九千九百六拾壹円九拾錢也

土地之時価

一金六万五千九百拾八円六拾四錢

建物之時価

累計金七万五千八百八拾円五拾四錢也

右之通候也

明治三十一年十一月廿五日

淡路紡績株式会社

(淡路紡績株式会社郵紙)

○ この月に、増錘紡機の据付けを完了。當時銀相場低落し、日清戦後恐慌で、金融逼迫が察じられたが、幸いに淡路紡

績は、他の紡績会社の困難に比して経営を維持していた。
この年十月一日より金本位制実施。

20 明治三十一年 差出人不詳書簡

前略ス、此頃仄ニ承り候得ハ、専務取締ハ高点者不承諾ニ付次点者当撰可相成云々、客月末賀氏帰村被致候ニ付、全ク引退之意と存居候處、去ル三日再び上阪被致候ニ付、是ニテ同氏之意志判明仕候、然ルニ茲ニ杞憂之一事あり、御承知ニも候半む、今回専常務各壱名宛ヲ投票するの運ニ相成候ハ、其淵源曩ニ撰挙競争之時ニ当リ、旧自由ハ高津浜田之二派ニ分れ、旧進歩ハ賀氏ヲ推撰セントスル勢ナリシニ、最初輕蔑シタル浜田派之勢力追々侮ルベカラサル状勢ニ付、高津派之委員賀集氏派之委員ニ交渉ヲナン、其条件ハ今回之候補ヲ高津へ譲リ呉候得ハ、其報酬トシテ紡績社長ハ必ず賀氏ヲ推撰スベシトノ内約相整、双方融和之結果、賀氏ハ公衆ニ明言シテ曰ク、老朽之身到底大任ヲ全クスルノ氣力無之、且前代議^(主脇カ)高津氏ハ当撰僅ニ數十日ニシテ解散之不幸ニ遭遇セリ、徳義上又同氏ヲ推スノ至当ナルヲ感ス、依テ自分ハ高津氏ニ候補ヲ譲ラントス云々、内情ヲ知ラサルモノハ賀氏之清廉高尚ナ

ルニ感服セリ、然シテ競争之結果遂ニ高津ハ勝ヲ制シ、浜田ハ敗ヲ取リタル次第ニ御座候由、此事曩ニ耳朶ニ触候得とも既ニ專撰之登記手続モ終ラセシ事故、或ハ誤聞ナルアント存居候處、今回専務投票之手段ニヨリ前后照応、初メテ世評之妄ナラサル事ヲ知悉仕候、然ルニ追々耳ニスル所ニヨレハ、万ニモ前内約ニシテ実行セラル、曉トナレバ、反対派（浜田派）之激昂又甚シカルベシト、其攻撃之要旨ヲ聞クニ、会社ハ當利ノ目的ナリ、権利闘ノ場所ニアラス、苟モ会社ノ主惱^(心)タル専務常務ヲ自個便益ノ為メ、寡少株主ノ内談ヲ以テ猥ニ進退左右スル如キニ至リテハ、其流弊将来如何ナル我僕勝手ヲ仕為スヤモ図ラレス、殊ニ自派ノ為メ多衆株主ノ迷惑如何ヲ顧ミス、会社ヲ利用スル如キニ至リテハ、到底默許スル能ハスト大ニ意氣込ミ居候輩モ御座候由、結局此計策カ反対株主ノ知悉スル所トナレハ、一層攻撃ヲ招キ候事言ヲ俟サル義ト奉存候、且今日之提携者（淡路重役）ハ昨日之反对派ナリ（政略上今日ハ仮面合同ヲナセリ）、仮令一朝合^(心)同スルモ決シテ親和力ノアルモノニアラス、一時自個便益ノ為メ仮相平和ニ過キサレハ、他日反目争闘ノ再演ナルハ火ヲ睹ルヨリモ明ナリ、然シテ其戦場ハ何処ナルカ、

既淡紡会社ナリ、実ニ会社ハ不幸ノ極ナリ、如此呉越組織ノ内閣ニシテ此困難經濟ヲ整理セントスルハ、到底望ムベカラサル事ト切歎慨歎ニ堪ヘス候、仰願クハ閣下之明此害毒ヲ剪除シ、真正同志ノ株主ヲ糾合シテ一ノ善良内閣ヲ組織セラレン事、我々共ノ切望シテ止マサル次第ニ御座候、兎モ角今回之策略ハ、多数之力藉リテ閣下之勢力ヲ減殺シ、漸次自派之勢力ヲ拡張セントスル一、二策士ノ手段ニ外ナラサレハ、右辺ハ深ク御注意被下、多数株主ノ為メ輕々ニ御看過ナキ事ヲ伏シテ奉希上候、情切筆済意思ヲ尽サス、幸ニ御明察ヲ乞フ、頓首再拜

(淡路紡績株式会社罪紙)

○ 年不詳ながら、淡路における政治運動と淡路紡績との関連に触れた書簡で、罪紙から見て淡路在住の淡路紡績関係者の一人が社長の伊藤重義宛に書いたものであろう。明治三十一年三月十五日の第五回衆議院総選挙で鮎原村の高津雅雄（安政二年～昭和八年）が自由党員として当選したが、早々に解散があり、同三十一年八月十日の第六回総選挙では、憲政党員として二回目の当選を果たしたのち立憲政友会に属した。いずれも浜田儀一郎を抑えて当選。兵庫県会議員、由良町長、愛国銀行取締役社長を務めた。浜田儀一郎（天保十三年～大正三年）は、松帆村の人、板垣退助の

もとで愛国公党以来自由党員として活躍、県會議員を経て、明治二十七年九月一日の第四回総選挙で自由党から当選。のち憲政党員。衆議院議員歴としてはこの一回限りで、あとを高津が継ぐ形になっている。

賀集寅次郎はその反対政党、立憲改進党系の進歩党（のち憲政本党）に属した。政争のなかで、分裂した旧自由党の高津が、同じ党派の浜田派に対抗し、反対派の賀集と結び、その代りに淡路紡績の社長に賀集を推薦するという内約があつたとする。企業経営に政治問題が介入し、少数株主の内談で重役を自己の便益のために利用し、多数の一般株主に迷惑を及ぼすことを看過できないとして伊藤の注意を喚起した。裏付けが必要だが地元ならではの動きをうかがわせる貴重な史料。明治三十一年八月以降の文章。

21 年不詳 財務報告

固定	流通	財産仕訳
三四二、三七二	七〇六	
七九、〇六四	三八〇	
一五四、二〇五	八五〇	
五七五、六四二	九三六	未払株金及有価証券類
合計		支払手形仕訳

增流
錘通

三一、六三八五
三四、一九一
八六、八三七
四〇八

(淡路紡績株式会社罫紙)

○ 明治三十一年の財務報告と推定。増銓を完了させたこと

が示されている。史料19と同じ時期のものと思われ、用紙は同一、筆跡は別人。

明治三十一年九月中 支払約手取調表

「上層○印アルモノハ継続シ得ル見込」

三十一年九月中支払約手取調表

○注 上欄の「○」、最下段の文字は朱書。

〔朱書〕
内訳

五万四千貳百七拾五円五拾九錢也

綿花買入代

貳万三千九百円八拾錢也

裏印倚頼金融セシ分

壹万三千円也

銀行借入担保付之分

○九千円也

銀行借入無担保ノ分

(淡路紡績株式会社野紙)

24 明治三十一年十一月三十日 現在約手高

三十一年十一月三十日現在約手高

一金貳拾万九千五百參拾六円七拾八錢也

内訳

一金拾万三千五百七拾五円拾七錢也

原綿代

一金拾万四千九百七拾六円九拾七錢也

融通

担保付

此内 四万壹千八百円也

六万参千百七拾六円九拾七錢也

信用借

石炭代

一金九百八拾四円六拾四錢也

備考 従来ノ約手發行高ニ比シ、綿代ニテ壹万円余ヲ減シ、

融通高ニテ三万円余増加シタリ、原由ハ取調ノ上、

後報ニ記載スヘク候得共、要スルニ綿糸停滞ニ起因

セルモノト愚考致シ候

(淡路紡績株式会社野紙)

23 明治三十一年十一月三十日 借入金現在高

三十一年十一月三十日借入金現在高

一金九万五千貳百円也

内訳

五万円也 劍業銀行

八千円也 洲本銀行

壹千貳百円也 若松昌夫

六千円也 淡路銀行洲本支店

○ 史料23、24は、財務状況の報告。借入金は、日本勧業銀行(明治三十年八月開業)、淡路の二銀行、広瀬満正関係の神戸の日本貿易銀行、広岡信五郎関係の加島銀行、これに個人の若松昌夫がいる。上灘村の人か。

25 明治三十一年十二月分 経費内訳・損益勘定

荷 造 費	六拾五円五拾四錢 百參拾參円
工 場 費	三千六百參拾七円七拾壹錢貳厘
諸 費	貳百〇參円九拾九錢六厘
事 務 費	百六拾四円六拾七錢五厘
寄宿 舍 費	式拾八円五拾錢
工 務 課 雇 給	百〇九円七拾七錢五厘
工 務 課 旅 費	金七千〇四拾七円拾七錢七厘
工 務 課 銀	此訳
重 役 給	五百拾圓參拾參錢
事 務 所 履 給	五百拾壹圓八拾八錢
事 務 費	四百八拾九円七拾錢
工 賞	百拾三圓八拾九錢
工 賞	百參拾九円九拾錢
工 賞	八円四拾五錢
工 賞	式百五拾三圓十九錢
工 賞	式百〇六圓拾九錢貳厘
工 賞	九拾五円七拾七錢五厘
工 賞	式拾六圓拾八錢
工 賞	八百拾五圓七錢四厘
工 賞	四千四百參拾六圓六拾壹錢六厘
機 器 修 繕 費	五百拾參円貳拾九錢參厘
機 器 修 繕 費	九百貳拾八円六拾四錢
建 家 修 繕 費	百拾九円拾八厘
建 家 修 繕 費	五百拾參円貳拾九錢參厘
廻 諸 費	一百六拾六円三拾四錢壹厘
廻 諸 費	參拾四円貳拾貳錢七厘
石 油 費	六拾九円八拾九錢八厘
石 油 費	千九百八拾八円參拾九錢
炭 費	七拾七円八拾九錢
炭 費	五百拾壹圓八拾八錢
諸 費	八円四拾五錢
諸 費	百拾三圓八拾九錢
諸 費	百參拾九円九拾錢
諸 費	式百五拾三圓十九錢
諸 費	式百〇六圓拾九錢貳厘
諸 費	九拾五円七拾七錢五厘
保 险	式拾六圓拾八錢
保 险	八百拾五圓七錢四厘
倉 敷 料 料	五百拾參円貳拾九錢參厘
倉 敷 料 料	九百貳拾八円六拾四錢
運 送 費	一百六拾六円三拾四錢壹厘
運 送 費	五百拾參円貳拾九錢參厘
事 務 費	一百六拾六円三拾四錢壹厘
事 務 費	五百拾參円貳拾九錢參厘
人 事 務 費	一百六拾六円三拾四錢壹厘
人 事 務 費	五百拾參円貳拾九錢參厘
夫 事 務 費	一百六拾六円三拾四錢壹厘
夫 事 務 費	五百拾參円貳拾九錢參厘
旅 事 務 費	一百六拾六円三拾四錢壹厘
旅 事 務 費	五百拾參円貳拾九錢參厘
聯合會	一百六拾六円三拾四錢壹厘
聯合會	五百拾參円貳拾九錢參厘
利 雜 費	一百六拾六円三拾四錢壹厘
利 雜 費	五百拾參円貳拾九錢參厘
息 費	一百六拾六円三拾四錢壹厘
息 費	五百拾參円貳拾九錢參厘

備考 諸料共年末ニ際シ諸支払金多ク、就中荷造費ノ多キ

差引 七千拾貳円〇九錢四厘 十二月分欠損

ハ從來製糸裸即紙包或ハ紙ニタモ包マサル品ヲ出荷セシモ

ノ、差引一時ニ出タルニ由リ、雜費ノ多キハ年末社員以下

ノ手当或ハ歳暮進物法被手拭等ノ買入アリシニ由ル

支払利子ノ内、凡千五百円ハ一月二月三月分利子ヲ前払セ

シニ由リ、此分タケハ多分仮出金・振替ニ相成候義ト存申

候

十二月損益勘定

益之部

一金毫万三千九百五拾四円拾貳錢

製造益 七百四十五樁
一步

一金三千六百四拾九円六拾八錢

孟買綿花戻運賃

一金貳百五拾九円八拾貳錢八厘

雜 収 入

合計 壱万七千八百六拾參円六拾貳錢八厘

損之部

一金九千二百一拾九円九拾八錢

製糸千〇七十八樁半
ノ壳損

一金三百五拾七円〇〇五厘

落綿壳損

一金壹万五千貳百八拾八円七拾參錢七厘

諸 経 費

合計 武万四千八百七拾五円七拾貳錢貳厘

十二月中總經費壹万五千貳百八十八円七十三錢七厘ヲ出来高製糸七百四十五樁一步ヲ以テ除スレハ、一樁ニ付貳十円五十二錢トナリ、又一樁所要ノ原綿五十八メ五百匁ニシテ之ニ百匁代金十毫錢三厘四毛ヲ乗シ、内ヨリ落綿代二円ヲ引去レハ六十四円三十三錢トナル、此一樁原綿代及工費ヲ合計セハ八十五円八十
五錢トナル、是即十二月中製糸一樁ノ原価ナリ、而平均壳直ハ七十五円四十四錢壹厘ナルヲ以テ、一樁ニ付貳十円四十錢九厘ノ損アリ、之ニ出来高七百四十五樁一步ヲ乘スレハ七千〇十円六十
五錢七十四錢余トナル、即十二月分製糸ヨリ生スル損金ナリ、又總壳上高千七十八樁半ナルヲ以テ、内三百三十三樁四分八十
一月ヨリ繰越糸ヲ売レルモノニシテ、是等繰越糸ハ八十四円ノ元価ヲ保チツ、十二月ヘ越セリ、故ニ此八十四円ヨリ前記平均壳直七十五円四十四錢壹厘ヲ差引ケハ、一樁ニ付八円五十五錢九厘ノ損アリ、之ニ三百三十三樁四步ヲ乘スレハ、貳千八百五
十四円五十七錢トナル、是レ十一月ヨリ持越糸ヲ売レル為ノ損ナリ、之へ加フルニ七百五円五十錢ノ一月ニ越高製糸百七十六
樁三七五、壹樁ニ付四円直引損アリ、三百五十七円五厘ノ落綿壳損アリ、四口損金合計壹万一千六百七拾壹円八拾壹錢余トナル、
壹万九百二十六円七十二錢五厘

即十二月中営業ヨリ生スル総欠損ナリ、然ルニ前記三千六百四拾九錢六十八錢ノ戻リ運賃ト式百五十九円八十二錢八厘ノ雜收入一
口ヲ控除セハ、七千〇拾七円余トナル、即十二月中純損ナリ（七
千十七円余トナリテ、損益表ノ七千十二円九錢四厘ト凡五円ノ相
違ハ四捨五入ノ結果ニ御座候）

（淡路紡績株式会社算紙）

○ 明治三十一年十二月分と推定。総経費のうち、工場費は
五四%、事務費は四六%、工場費中工賃・職工賞与は四
七%で最も多く、石炭費がこれに次ぐ。ここには原綿代は
含まれていない。この月七四五棚の生産量を挙げたが、実
質一棚につき八九円の損失で、十二月中に七〇一七円余
の純損を生じている。大きい損失。追加史料と解説を参照
のこと。

26 明治三十一年十二月 約束手形手調帳

		番号	金額	期日	取組先
参、八〇〇	參五式	七〇〇〇	十一月一日	十一月二日	吉川久七
五、參五七	式四〇	十一月五日	半田綿行	泉屋銀行	融通
五、五七八	六〇七八	九四〇	右同	内外物産貿易株式会社	右同
五、五七八	六〇七八	九四〇	右同	大坂アルカリ会社	融通
五、五七八	六〇七八	九四〇	十二月九日	友垣合資会社	綿代
五、五七八	六〇七八	九四〇	十二月十日	内外物産貿易株式会社	綿代
五、五七八	六〇七八	九四〇	十二月十三日	右全社	融通
五、五七八	六〇七八	九四〇	十二月十五日	吉川久七	

81 80	114	85	84	118	79	130	129	106	91	82	77	76	90	102	75	74
参、四、五参八	壹〇、五〇〇	參、式壹七	參、壹参五	四、六五式	四、七四参	四、武参五	四、八九	四、〇〇〇	五、〇〇〇	五、式〇五	四、五式〇	四、五壹四	參、五九八	參、五〇〇	六〇〇〇	十一月八日
四、五〇〇	〇〇〇〇	七〇〇〇	〇〇〇〇	參七〇	五〇〇〇	六四〇	六四〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	參七〇	七〇〇〇	七〇〇〇	九八〇〇	十一月九日	右同	
十一月廿三日	十一月廿一日	十一月十九日	十一月十八日	十一月十八日	十一月十八日	十一月十八日	十一月十八日	十一月十五日	十一月十五日	十一月十五日	十一月十五日	十一月十五日	十一月十五日	十一月十五日	十一月十五日	右同
右全社	泉屋銀行	右全社	内外物産貿易会社	吉川久七	右全社	内外物産貿易会社	吉川久七	池井重吉	淡路銀行	右全社	右全社	右全社	右全社	右全社	右全社	右全社
右同	締代	締代	締代	右全社	右全社	右全社	右全社	右同	右同	融通	融通	融通	融通	融通	融通	融通
	担保付 賣カンカム百本	担保付 賣カンカム百本	担保付 賣チナンベリ一百分							孟買チナンベリ一百分						

96	94	93	92	番約 号手
七、 五〇〇	五、 式壱五	式、 五〇四	式、 四九五	金 額
○ 〇〇〇	參〇〇	參〇〇	七〇〇	
一月十一日	一月八日	一月十二日	一月七日	支払期日
住友銀行	右今社	右今社	内外物産貿易会社	取組先
— 賃保付 マール式	融通	右全	米綿代	

明治三十二年一月 約束手形手調帳

金六万袁千參百〇八円拾參錢也
金九百八拾四円六拾四錢也
金四万六千貳百六拾壹円六拾七錢也
此內壹万九千參百円也 孟買綿五百本
全貳万六千九百六拾壹円六拾七錢也

(淡路紡績株式会社署印)

内訳

金四万弐千弐百六拾七円〇四銭也

原綿代

金五万八千七百拾五円參拾錢也

融通

此内弐萬弐千五百円也

孟賣綿六百本

担保付

全參万六千弐百拾五円八拾錢

無担保

(淡路紡績株式会社算紙)

28年不詳 原価計算と救済策メモ

五月中

製糸 七百九十梱半

総経費 一万二千四百円

内利子 二千四百円

即

一梱ノ工費 約ト十六円
原綿代 七十円トシ

元価 八十六円

売買平均 八十六円七十銭

七十銭前後ノ利益

輸出綿糸

一ヶ月

一万五千ヨリ

明年中

二万斗ト云フ

据付間

九朱

三十三年ヨリ年八朱

六月分

利子 二千五百円

内 千円 固定
内 千五百円 流動

救済策

根本的
増税 外資輸入

償金流出

輸入超過

五千七百万円

資金融緩裕

商況活潑ノ時節ヲ見ルヘカラス

○ 深刻な商況のもと、資金繰りに苦しむ実態が走り書きされ、必死に対策を探ろうとしている。明治三十二年六月頃

のものか。

29 年不詳 本山彦一重役改革意見書

一 淡路紡績会社取締役を四名とすべき事

(理由) 他之大会社ニても、取締役三名若クハ四名ニて整理する所あり、故ニ淡紡之如き小会社ニありてハ、四名ニ減し、一ハ経費を節し、一ハ事務之敏捷

を謀るべき事

一監査役三名を二名ニ減すること

(理由前ニ同じ)

一新ニ撰挙すべき役員ハ、可成淡路地方在住之人を撰ぶべき事

右之通御協議御決定相成度候事

七月八日

本山彦一

取締役

御中

○ 本山彦一らしい簡明で適確な提言。流暢な筆致で書かれている。史料11・30の内容と符合するが、筆跡は異なる。史料30と31の株主有志の提案からみて明治三十二年の可能性が大きい。年代は不詳で、とりあえずここに収める。

なお本山は明治三十一年六月現在、株主として広瀬満正の四〇〇株について、伊藤重義とともに二五〇株を所有。住所は大阪市北区中ノ島三丁目。当時社長は伊藤、常務は賀集寅次郎と奥野小四郎、取締役は広瀬満正・藤江章夫・本山彦一。監査役は広岡信五郎・佐野助作・鈴木三郎。

30 明治三十二年七月十八日 藤井準一の改革案

紡績事業不振ノ原因一ニシテ足ラスト雖トモ、概言スレハ時運ノ非ナルニ帰ス、然レトモ作業ノ巧拙信用ノ厚薄ニ依リ損益ノ消長大ナリト云ハサル可ラス、聞ク本社ノ如キハ、原料ノ購買用度品ノ費消、取締上周到ヲ欠クモノ少シトセス、就中原綿ノ購買方ニ於テ工業ノ原則ニ悖リ、投機的(オモハク買)^{ヲモワク}ノ所業ニ出テ、格外ノ損害ヲ生ゼシト、是固ヨリ風説ナルモ形無クシテ影映スヘキ理ナシ、如斯風説ノ流伝スルヤ、大ニ本社ノ信用ヲ失墜シ、本社ノ前途甚夕憂慮ニ不堪ナリ、既往ハ措テ不問速ニ宜シク業務ノ刷新ヲ計リ、信用克復ノ策ヲ講セシテ可ナランヤ、抑重役ハ法定ノ人員ヲ要スルハ勿論ナリト雖トモ、本社ノ如キ資四十万円ノ小会社ニシテ、重役十名ノ必要ナキハ言ヲ俟タス、現ニ數百万円ノ大会社ニシテ能

ク業務ヲ整頓スルモノ僅ニ尚五名内外ノモノアリ、之ニ反シタル数ノ役員ヲ設ケ事務ノ不整理ナルモノ、多クハ小会社ニ見ル処トス、夫レ人多ケレハ自カラ意見多岐ニ渉リ、其弊或ハ社務ノ統一ヲ欠キ、或ハ作業ノ敏活ヲ失シ、其弊ヤ会社全般ノ不利益ヲ醸ス、故ニ此際^{今日}事務ノ刷新ヲ計ルノ改善ヲ企図スルニ際シ、宜シク先ツ^{現任}重役ノ人員ヲ減シテ五名トシ、即チ社長一名取締役二名監査役二名、而シテ支配役ハ斯業ニ経験アル敏腕家ヲ得テ、之ニ相当ノ責任ヲ負ハシメテ日常事務ヲ掌行セシムルヲ得策ト信ス、業務上区々改良ノ法方順序如何ハ、重役及ヒ支配役其人ニ存スルヲ以テ、爰ニ多弁ヲ用ヒス、聊カ前段ノ所見其大要ヲ記シテ、諸君ノ賛成ヲ望ム

藤井準一

明治三十二年七月十八日

(用紙、大半は和紙切紙、後半は有限責任帝国生命保険会社大阪支社専紙)

○ 伊藤重義と親しかった藤井準一の意見書。淡路紡績の經營について、資本金四〇万円の会社で重役十名を抱えることの非を唱え、原綿の購入に投機的手段にて損害を生じたのではないかとの風評に触れている。この頃、会社経営の前途に不安の声が出はじめていたのであろう。適確な分析。

更ス

第廿四条第三十条第三十一条及第卅四条ヲ左ノ如ク変

拂啓、陳者從来本会社營業成蹟ノ不良ナリシハ、近時我邦經濟界ノ変動波及、已ヲ得サルモノアリシナラン、我々ノ多少寛假スル処ナリト雖モ、其最大原因ハ、寧口会社ノ頭脳ニ鬱結セル情実弊害其物ナリト云ハサルベカラズ、抑モ僅壹万錘ノ一小会社ニシテ拾名ノ发起人悉ク役員トナリタルガ如キ、其當時ヨリ多頭政治ノ通弊ニ陥井ラン事ヲ憂慮セシモ、所謂情弊ノ然ラシムル処、革新ヲ加フルニ由ナク、荏苒今日ニ及ヒタリ、然ルニ幸ヒ新商法ノ実施ニ伴ヒ、定款変更ヲ機トシ、会社自ラ進ミテ役員ヲ減少シ、弊害ヲ矯正セン事ヲ期セシニ、遂ニ実行ヲ見サリシハ洵ニ遺憾ニ堪ヘサルナリ、就テハ我々同志ハ最早默シテ止ム能ハス、先ス会社頭脳ノ刷新ヲ図リ、延キテ各般ノ改善ヲ遂行セムガ為メ、左ノ事項ヲ議題トシテ、臨時總会ヲ至急開催セン事ヲ望ム

第一定款変更ノ件

第廿四条取締役監査役ハ株主惣会ニ於テ五拾株以上所

有ノ株主中ヨリ、取締役四名以下監査役式名以下ヲ

選挙ス

第卅一条及第卅一条取締役ハ互選ヲ以テ社長壱名ヲ選挙

ス、尚必要ノ場合ニ於テハ、社長ノ外ニ常務取締役

壱名ヲ互選スル事ヲ得

第卅一条常務取締役ハ社長ヲ補佐シ、業務ヲ監督整理

ス

常務取締役ハ、常務事故アルトキ代ツテ其職務ヲ掌

理ス

第三十四条社長、常務取締役、取締役及監査役ノ報酬

ハ、左ノ範囲内ニ於テ監査役ノ意見ヲ聴キ、取締役

会之ヲ定ム

一社長 一ヶ年報酬 金壱千円以内

一常務取締役 同 金壱千円以内

一取締役 同 金參百円以内

一監査役 同 弐百円以内

第二定期改正ニ伴ヒ、現任取締役及監査役ヲ解任スル事

第三新ニ取締役及監査役ヲ選挙スル事

右商法第百六拾条ニ拠リ、同志連署ヲ以テ請求致候也、

勿々頤首

明治三十二年八月廿四日

淡路紡績株式会社株主

廣瀬満正

川西清兵衛

天羽兵二

西口清助

山本勇太郎

山村豊助

小野英資

田村金作

多田弥三郎

物集伴次郎印

光村利藻代

多田弥三郎

荒川館三郎印

福永正七印

蜂谷奎三郎印

鳥居定吉印

西村輔三印

長尾コマ印

若宮佐吉印
 伊藤重義印
 柴田為三郎印
 矢野丑乙印
 堀内熊三郎印
 羽田平五郎代理印
 近藤甚三印
 羽田武二代理印
 柏谷善藏代理印
 日笠恒吉印

淡路紡績株式会社専務取締役
社長 奥野小四郎殿

(普通野紙)

○ 新商法の施行をうけて、淡路紡績の定款の改正を求めて、
 広瀬満正はじめ二十五名が臨時株主総会を開催する
 よう、社長の奥野小四郎宛に要望した。同社の経営が情実
 に流れ、多くの役員を抱えて「多頭政治」の体をなし、經
 済変動を乗り切るには大いに問題ありとする。株主総数は
 史料上まだ判明しないが、明治三十一年上半期の「営業報
 告」によると、資本金四十万円、八千株、株主二八五名と
 ある。この史料を使って二十五名の居住地別と株数をみると、うち不明の二名を除き、神戸市内九名・八四一株、大

32 年不詳 淡路紡績負債

貟債	貿易	淡路両銀行
五万円		
一萬八千円	三井	
一萬円		泉屋貸越
拾万円	商業手形	

阪八名・三三〇株、大阪郡部一名・一〇〇株、堺二名・四七〇株、淡路三名・二五〇株、合計一三三名・一九八一株となる。神戸は最大株主の広瀬満正（神戸市山本通四丁目百番屋敷）の四百株が突出。堺では一二五〇株の伊藤重義（堺市少林寺町西三丁）と三三〇株の柴田為三郎（大阪市東区高麗橋一丁目）である。淡路からは例外的に三名、両羽田は各一〇〇株、柏谷は五〇株、いずれも志筑町の人で、代理人を立てている。ここからこの動きが、神戸・大阪・堺グループによるものと判断できる。淡路関係者に賛集寅次郎の名は見られない。志筑グループがこの動きに加わったのは、史料7・8にある森田福二郎の関係かもしれない。この提案の結果は不明。野紙の継印は、福永と西村の一印。

○ 明治三十二年の記録と推定。日本貿易銀行（神戸市栄町

三丁目、頭取広瀬満正、取締役松方幸二郎・川崎芳太郎・

竹村藤兵衛・下郷伝平・山中利右衛門・山本龜太郎・監査

役辻忠郎兵衛・水木利三郎・伊藤忠兵衛）、三井は三井銀行、

淡路両銀行とは淡路銀行と洲本銀行、泉屋銀行は、住友吉

左衛門を筆頭株主とする住友系銀行。明治三十年十二月現

在、四千株のうち一五〇〇株を住友吉左衛門（大阪市南区

鰻谷東ノ丁三十六番邸）、五〇〇株を広瀬満正が所有し、一、

二位を占めている。明治三十二年六月任意解散（宮本又次

「泉屋銀行について」『住友修史至報』第三号、一九七九年、

同『住友家の家訓と金融史の研究』同文館出版、一九八八年、第十一章所収）。達筆のメモ。

33 年不詳 淡路紡績解散メモ

明治三十二年十二月 三井へ譲
四十円払込 鐘淵へ合併
割戻 三十三円六十 「四銭
此四銭ハ

設立免許
廿八年六月廿一日
清算人へ
慰勞

○ 明治三十二年十二月会社解散時のメモで、伊藤重義か周辺の人物によると思われる。鐘淵紡績の合併を告げている。

34 年不詳 淡路紡績敷地・建物・機械一覧

記 写印 (浅井)

一會社全体図 第一号ノ通

一敷地反別 四千〇三十五坪九合五勺

一建物区別左ノ如シ

坪

機械室 六九、六 三、七四五

打綿室 五八、六 二、九三三

織籠室 五五、一 二、七五〇

開綿室 五八、六 二、九三三

紡室 六九二、二 三一、一四九

電気室 八、三 一三一

監督室 二、六六 四一六

寄宿舎 九四五、〇六 四一六

メ 一五〇、五 二、四五〇

喫飯室 一九、三 二、二九八

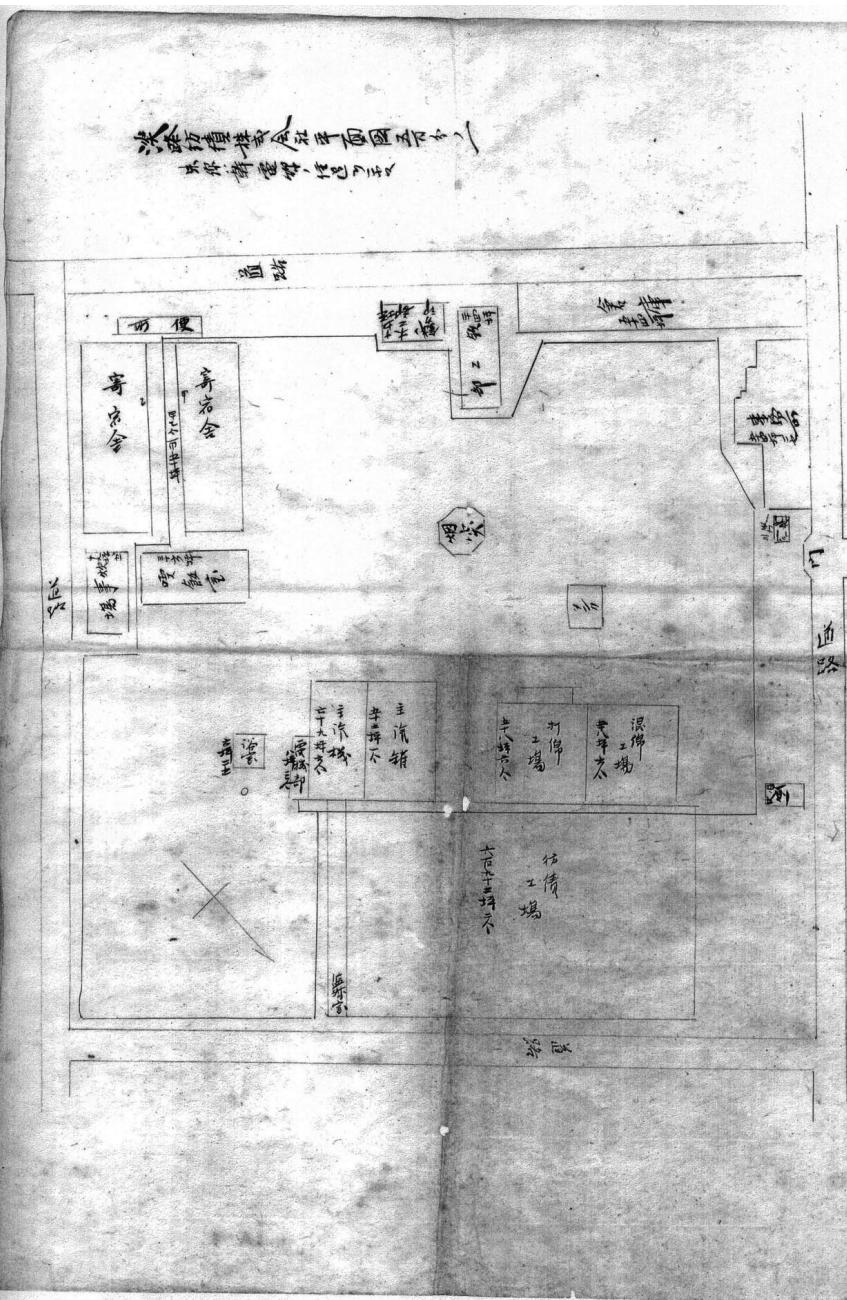
炊事場 四八六 四一六

メ

日本建	倉庫	事務所	五四、二五	八二四	三八五	但ホツバーフィダード附属
鍛冶工場	大工々場	大工々場	三四、二五	一八〇	一エキゾースト開棉機并ニ席棉機	
給湯室	門衛	雪隱	五六、六	九三	一弔式仲打々棉機并ニ席棉機	
			三六、五	一五八	一弔式仕上ヶ打棉機并ニ席棉機	
		記	四五、五	五四	一弔式梳棉機	
ヒックハーグリーブス製 一聯成横置凝縮器附屬蒸氣機閥	壺台	壺台	五〇、三	八五	一練條機 壺頭七尾立	
高压濾筒直徑十八吋、低壓濾筒直徑三十二吋、撞動 長四呎	壺台	壺台	一始紡機 但百十二錘立	九台	一間紡機 但百十二錘立	
一電燈用蒸氣機閥	壺台	壺台	一練紡機 但百四十四錘立	三台	一精紡機 但三百八十四錘立	
濾筒直徑拾吋、撞動長十四吋	壺台	壺台	十四台	四台	一紹機	
ヒックハーグリーブス製造直徑七呎 一蒸氣濾罐 長三十呎	壺台	壺台	四十五台	八台	一紹綿機	
一節薪器	以上	以上	二台	壺台	一廿玉荷造機	
一發電機	壺台	壺台	壺台	壺台	一ウエス抜機械	
一開棉機	壺台	壺台	壺台	壺台	(淡路紡績株式会社野紙圖) を掲載。	
一斐リングアバラタス	壺台	壺台	壺台	壺台	○ 次頁に「淡路紡績株式会社平面図」を掲載。	

○ 次頁に「淡路紡績株式会社平面圖	但ホツバーフィダ一附屬
一 エキゾースト開棉機并ニ席棉機	一 単式仲打々棉機并ニ席棉機
一 単式仕上ヶ打棉機并ニ席棉機	一 単式梳棉機
一 緜條機	一 壱頭七尾立
一 始紡機	但七十二錘立
一 間紡機	但百十二錘立
一 練紡機	但百四十四錘立
一 精紡機	但三百八十四錘立
一 総機	
一 総綿機	
一 廿玉 <small>(カ)</small> 荷造機	
一 ウエス抜機械	
以上	

(淡路紡績株式会社
紙野)



- 明治三十二年の会社解散用にまとめたもので、淡路結納の施設の全貌を知る貴重な史料である。とくに敷地内の建物とその名称、配置など詳細を極める。ハーゲリーヴスの力織機などイギリス輸入機械もわかる。

35
年不詳 淡路紡績解散時書類目録

○ 明治三十二年十二月の解散時か会社清算直後の書類・帳簿の一覧。「第四号目録」とあるので、他にも一連の謄写資料があったと思われる。鐘紡壳渡にも触れる。

36 明治三十三年三月二十六日 淡路紡績清算結了株主総会決議録

明治三十三年三月廿六日洲本町守中館ニ於テ株主総会開
会本公司總株八千株株主人員貳百四十人内出席株主三拾
八人内委任狀拾六人株數貳千七百九拾六株

清算結了株主総会決議録

清算結了報告書

決議

一金五拾六万三千五百八拾四拾七錢七厘
殘余財產總額

前総会決議額

内式百七拾九円七拾四錢六厘

残參拾圓貳拾五錢四厘

金九百貳拾貳四

內貳百四拾四円七拾七錢

同六百五拾九円六拾五錢

殘拾七円五拾八錢

金貳拾六万〇八百四

右ハ総額払戻結了ス

金貳百四拾八円拾七錢七厘

前總会決議額
過 剩 金

右ハ処分未済

差引金貳百九拾六円〇壹錢壹厘

過 剩 金

右過剩金額ハ前總会ノ決議ニヨリ精算人ニ於テ処分
ス可シ

右報告之通認定ス

但過剩金ノ外未払金ノ残余及其他ノ雜収入等アルト

キハ総テ精算人ノ処分ニ一任ス

一清算人ハ右報告ノ結果ヲ了スルト同時ニ卸任スベシ
右決議候也

明治三十三年三月廿六日

淡路紡績株式会社清算人

(活版印刷)

明治三十三年三月三十一日
追テ清算結了ノ義本月廿九日洲本区裁判所ニ於テ登

記ヲ了セリ

淡路紡績株式会社清算人

当清算事務所ハ本日限り閉鎖セリ

(活版印刷)

○ 淡路紡績の清算終了を承認した株主總会の記録。明治三
十三年三月二十六日洲本町の守中館で、清算人賀集寅次郎
を議長として開かれた。

37 明治三十三年三月三十一日 淡路紡績清算結了通
知

○ 淡路紡績解散、清算終了の通知。関係書類は物部村の佐
野助作に保存。このあと鐘ヶ淵紡績に合併され、洲本工場
として、武藤山治の経営のもと新しい体制に入る。

追加史料1 明治三十一年十一月 淡路紡績要件月表

(原由)
印

科 目	原綿消費高	製糸高	全 横	壳捌高	原 綿	購入高	原 綿	壳捌高	全 横	製糸高	原綿消費高	科 目	十一月 分											
一昼夜一鍊製糸額	壳桶原綿使用高	平均番手	全工日平均	運転總鍊數	製糸壳桶原価	消費高	石炭	壳捌高	屑糸落綿出來高	購入高	原 綿	壳捌高	全 横	製糸高	原綿消費高	科 目	十一月 分							
職工出勤人員	全落綿屑糸高	人	八メ	五八メ	〇五〇	一八手	一〇、三六八	二九〇、三〇四鍊	一五	六四	三四	五五九、〇〇〇斤	单価	单平価均	金額	三四、一〇二メ	七七	五二一桶	七六八桶	三七、武六一メ	一〇〇	四四、五老四メ	四七四	
四 分	一六七	人	八メ	五八メ	〇五〇	一八手	一〇、三六八	二九〇、三〇四鍊	一五	六四	三四	五五九、〇〇〇斤	单価	单平価均	金額	三七、八一六	一七	七三四	六〇〇	〇六〇	六〇〇	一六五	〇二五	百匁二付十一錢四厘三毛

追加史料2 明治三十一年二月二十八日 淡路紡績要件月表

(原由)
印

科 目	原綿消費高	製糸高	全 横	壳捌高	原 綿	購入高	原 綿	壳捌高	全 横	製糸高	原綿消費高	科 目	二 月 分															
一昼夜一鍊製糸額	壳桶原綿使用高	平均番手	全工日平均	運転總鍊數	製糸壳桶原価	消費高	石炭	壳捌高	屑糸落綿出來高	購入高	原 綿	壳捌高	全 横	製糸高	原綿消費高	科 目	二 月 分											
職工出勤人員	全落綿屑糸高	人	八メ	五八〇メ	〇二六	一八手	七、七八九	利利子ヲ子除 一七九、一三六鍊	六〇	二八	四六六、七〇〇斤	单価	单平価均	金額	四、七四〇メ	三九、一〇二	拾貰ニ付 壱〇	三七、九九〇メ	二九三	四九〇桶	二二、五三三メ	六〇〇	二六、九五四メ	三一〇				
二 分	四九一	人	八メ	五八〇メ	〇二六	九分	九三四〇三	九三四〇三	六八七	七八〇	九〇二	二〇二三	〇二三	六〇〇	六〇〇	一五〇	二九〇	〇八〇	六〇〇	七六	一	六五四	三五	四九〇桶	二二、五三三メ	六〇〇	二六、九五四メ	三一〇

償却分
五百九十八匁
六十六錢八リ

追加史料3 明治三十二年六月三十日 淡路紡績要件月表

(原田)

淡路紡績株式会社月報要件										科 目	六 月 分	摘要			
原綿消費高	製糸高	全 樾	壳捌高	原 綿	壳捌糸	購入高	原 綿	壳捌糸	購入高						
高	糸	数	高	糸	糸	金額	单価	单価	金額	单平価	单平価	单数	单数	单数	单数
三八、七〇二メ	三三、一七七メ	二三〇	九四〇	六五六柵	七三四柵	三九、八七七メ	一〇	七七五	四四〇	七一二	七五	五七五	拾メ	十円八十一銭六厘	
三八、七〇二メ	三三、一七七メ	二三〇	九四〇	六五六柵	七三四柵	三九、八七七メ	一〇	七七五	四四〇	七一二	七五	五七五	拾メ	十円八十一銭六厘	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
一一五目	一分	一分	一分	一分	一分	一分	一分	一分	一分	一分	一分	一分	一分	一分	
一昼夜一錘製糸額	職工出勤人員	全落綿屑系高	壳桶原綿使用高	平均番手	全工費	製糸壳桶原価	消費高	石炭	屑糸落綿出来高	壳捌高	肩糸落綿	購入高	原綿	壳捌糸	購入高
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
○ 追加史料(1～3)および未掲載史料について、若干の解説をしておきたい。追加史料は「淡路紡績株式会社要件月表」三点、明治三十一年十一月(三十日)・同三十二年二月二十八日・同三十二年六月三十日付のもので、原綿消費高・製糸高・同柵数・製糸壳捌高・原綿購入高・屑糸落綿の出来高と壳捌高・石炭消費高・製糸一柵原価と工費・運転総錠数と一日平均錠数・平均番手・一昼夜一錘製糸額などが月報の形で記載されている。財務関係史料では十分知りえない生産の実態が判明する。	このほかに、明治三十二年六月三十日付で支配人・計算係原田龜から、重役宛に提出した「淡路紡績株式会社要件一覧表」がある(史料のサイズが大きくて割愛した)。同年一月から六月までの前半季の明細がわかる。表面はさきの月報を半期に総括したものである。裏面が「諸経費及利子」の同期間の一覧集計となっている。「当期損益」も六か月について書き込まれ、一・二月は損、三～六月は益で、差引益二〇八二円九六五となっていいる。それなりの実績を挙げていたことになる。原綿使用高・製糸壳捌高・石炭使用高等はここでは紹介しないが、平均番手をみると、一八手九分、運転総錠数の月平均は二八万一三四四錠、正味運転日数は六か月で一六七日半(月平均二七・九日)となつてゐる。ほかに、明治三十一年一～四月について、月毎に男工賃金・練條粗紡女工賃金・精紡女工賃金・総女工賃金・撰綿部賃金と以上の五項目の合計、柵数・就業日数・壳桶平	○ 追加史料(1～3)および未掲載史料について、若干の解説をしておきたい。追加史料は「淡路紡績株式会社要件月表」三点、明治三十一年十一月(三十日)・同三十二年二月二十八日・同三十二年六月三十日付のもので、原綿消費高・製糸高・同柵数・製糸壳捌高・原綿購入高・屑糸落綿の出来高と壳捌高・石炭消費高・製糸一柵原価と工費・運転総錠数と一日平均錠数・平均番手・一昼夜一錘製糸額などが月報の形で記載されている。財務関係史料では十分知りえない生産の実態が判明する。	○ 追加史料(1～3)および未掲載史料について、若干の解説をしておきたい。追加史料は「淡路紡績株式会社要件月表」三点、明治三十一年十一月(三十日)・同三十二年二月二十八日・同三十二年六月三十日付のもので、原綿消費高・製糸高・同柵数・製糸壳捌高・原綿購入高・屑糸落綿の出来高と壳捌高・石炭消費高・製糸一柵原価と工費・運転総錠数と一日平均錠数・平均番手・一昼夜一錘製糸額などが月報の形で記載されている。財務関係史料では十分知りえない生産の実態が判明する。												

○ 追加史料(1～3)および未掲載史料について、若干の解説をしておきたい。追加史料は「淡路紡績株式会社要件月表」三点、明治三十一年十一月(三十日)・同三十二年二月二十八日・同三十二年六月三十日付のもので、原綿消費高・製糸高・同柵数・製糸壳捌高・原綿購入高・屑糸落綿の出来高と壳捌高・石炭消費高・製糸一柵原価と工費・運転総錠数と一日平均錠数・平均番手・一昼夜一錘製糸額などが月報の形で記載されている。財務関係史料では十分知りえない生産の実態が判明する。

均賃金・一日平均柵数が記されている史料がある。就業日数についてみると、一月は二十二昼夜、二月^(二)三十三昼夜半、三月二十六昼夜、四月二十八昼夜半とある。この数字は、毎月二十六日から二十五日に至る一ヶ月分。但し二月は、二十六日から十七日に至る間、三月は十八日から二十五日までの間とする。興味深いことに「是レハ陰曆正月故ノ切ヲ例年月ヨリ変更セシナリ」と注記されている。

當業報告書として、淡路紡績株式会社の『第三回^{明治三十一年}當業報告書』、および株式会社『當業報告書』第四回^{明治三十一年}上^{自明治三十年七月一日}下^{至同十二月卅一日}半期の『第五期^{自明治三十年七月一日}當業報告書』の三点がある。日本貿易銀行は総株数三万株、株主四五四人、広瀬満正二〇〇〇株、光村利藻一〇〇〇株、渋谷嘉助九二〇株の順で、柴田為三郎は五〇〇株を所有。以上、追加分と主な未掲載史料について付記した。

(三重大学名誉教授)